

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

- 公営企業管理規程
 - 秋田県企業局組織規程等の一部を改正する規程(三・企業局総務課)
 - 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(四・企業局総務課)
 - 秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(五・企業局総務課)
 - 秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程(六・企業局総務課)

公営企業管理規程

秋田県企業局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(秋田県企業局組織規程の一部改正)

第一条 秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条総務課の項第十七号中「公文書の公開」を「行政文書の公開及び個人情報情報の保護」に改める。

第二十条第四項中「非常勤の職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

(秋田県企業局企業職員身分証明書交付規程の一部改正)

第二条 秋田県企業局企業職員身分証明書交付規程(昭和四十一年秋田県公営企業管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「非常勤職員」の下に「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

第七条を第八条とし、第六条中「前二条」を「第四条及び第五条」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(再任用職員に対する適用除外)

第六条 職員が退職に引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用される場合は、第四条第一項及び前条の規定は適用しない。

(秋田県企業局企業職員安全衛生管理規程の一部改正)

第三条 秋田県企業局企業職員安全衛生管理規程(昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「臨時」を「臨時の職員」に改め、「非常勤の職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局企業職員で常時勤務を要する者(臨時の職員を除く。以下「職員」という。)」を「職員(企業職員で常時勤務を要するもの(臨時の職員を除く。))及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「法」という。)」第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))をいう。以下同じ。」「に改める。

第四条中「機関等」の下に「若しくは公益法人等」を加え、「部内」を「局内」に改める。

第九条第一項第二号中「算出した額」の下に、「(再任用短時間勤務職員のうち、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員にあつては、その額から、その額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額)」を加える。

第十二条第一項第一号中「除く」の下に、「。次項において同じ」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、第三項中「機関等」の下に「又は公益法人等」を加え、同項を同条第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」とする。

第十九条第三項中「第十八条第三項及び第四項」を「第十八条第四項及び第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第二十二條第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。)」を「法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(派遣職員の給与)

第二十二條の二 条例第十三條の六の規定による派遣職員への給与の支給については、一般職員の例による。

附則第四項第二号中「非常勤の職員」の下に、「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

附則第五項第一号中「次号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「支給されるもの」の下に、「(次号に掲げる者を除く。)」を加え、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 基準日において、一般職員の例により給料の支給を受ける再任用短時間勤務職員(第四号に掲げる者を除く。) 千五百九十六円(無給期間がある者については、前号の規定により算定した額)に勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定

により定められたその者の勤務時間を同項前段に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則第五項に次の一号を加える。

四 基準日において、一般職員の例により給料の支給を受け、勤務時間規程第十六条の規定による病気休暇の承認を受けている再任用短時間勤務職員で一般職員の例により給料の月額二分の一を減じた額を基準として日割計算により給料を支給されるもの 第二号の規定により算定した額からその半額を減じた額

附則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」といふ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、毎四週間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内とし、一週間ごとの期間について一日につき八時間を超えない範囲内で割り振るものとする。

第三条第二項中「四十時間」の下に、「(再任用短時間勤務職員にあつては、前項ただし書の規定に基づき定める時間)」を加える。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日設けることができる。

第四条第二項中「八日」の下に、「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

第七条の二の見出し中「深夜勤務」の下に「及び時間外勤務」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「深夜勤務」の下に「及び時間外勤務」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項中」「子」

とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは、「」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第七条に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務（公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。

第十一条第二項中「二十日」の下に、「（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し二十日を超えない範囲内で管理者が定める日数）」を加える。

第二十条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時の職員又は非常勤の職員」に改め、同条第二項中「非常勤の職員」の下に、「（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「臨時」を「臨時の職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県企業局企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（第七条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限については、なお従前の例による。）

秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 小田内 富雄

秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

秋田県企業局行政文書管理規程（平成九年秋田県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号

の次に次の一号を加える。

二 文書管理システム 行政文書の管理を行うための情報処理システムで総務課が所管するものをいう。

第六条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 文書管理システムの運用に関すること。

第十一条第二項中「押し、」の下に「文書管理システムへの入力により」を加え、「を記載し」を「の記録をし」に改め、「（）にあつては」の下に「文書管理システムへの入力により」を加える。

第二十七条中「とともに、」の下に「文書管理システムへの入力により」を加え、「を記載」を「の記録を」に改める。

第二十九条第三項中「を除き、」の下に「文書管理システムへの入力により」を加え、「を記載」を「の記録を」に改める。

第二十九条の二第二項中「とともに、」の下に「文書管理システムへの入力により」を加え、「を記載」を「の記録を」に改める。

第三十九条第六項中「については、」の下に「文書管理システムへの入力により」を加え、「記載」を「記録」に改める。

第四十六条中「廃棄」の下に「し、文書管理システムに廃棄の入力を」を加える。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄